

令和5年12月13日

門真市議会議長

岡本 宗城 様

総務建設常任委員会

委員長 坂本 拓哉

### 委員会審査報告書

本委員会に付託の下記諸議案については、審査の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決したので、門真市議会会議規則第110条の規定により報告します。

なお、審査の経過については、別紙付託議案審査概要記録のとおりです。

### 記

- 1 議案第70号 市道路線の認定について
- 2 議案第71号 門真市営門真千石西町住宅第4期新築工事請負契約の一部変更について
- 3 議案第73号 門真市営住宅の指定管理者の指定について
- 4 議案第74号 門真市有料自転車駐車場の指定管理者の指定について
- 5 議案第75号 門真市弁天池公園の指定管理者の指定について
- 6 議案第77号 門真市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部改正について
- 7 議案第81号 令和5年度門真市一般会計補正予算（第5号）中、所管事項
- 8 議案第82号 令和5年度門真市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）中、所管事項
- 9 議案第83号 令和5年度門真市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 10 議案第84号 令和5年度門真市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 11 議案第88号 令和5年度門真市一般会計補正予算（第6号）中、所管事項

審査日：令和5年12月1日（金）

○議案第71号 門真市営門真千石西町住宅第4期新築工事請負契約の一部変更について

（議案の内容）

令和4年9月21日門真市議会第3回定例会において議決のあった門真市営門真千石西町住宅第4期新築工事請負契約について、契約金額「72億3695万2800円」を「80億1031万2296円」に改める。

（主な質疑と答弁）

問	門真千石西町住宅第4期新築工事における工事請負費の変更の主な要因は。
答	労務単価及び建築資材価格の高騰によるものである。労務単価については全職種平均で約7%、建築資材価格については、大きいものでコンクリートや木材が約25%上昇していることから、当初契約金額から約10%の増額となっている。
問	変更額の算定根拠は。
答	当該工事請負契約書に基づき受注者より請負代金額の変更の請求があったことから、その内容を精査するとともに、国の算定方法に準じ、当初工事の予定価格を積算した方法と同様の方法で物価変動後の単価を用いて積算し、落札率を反映させて算出している。

（討論） なし

（結果） 全員異議なく原案のとおり可決

○議案第73号 門真市営住宅の指定管理者の指定について

（議案の内容）

1 指定管理者に管理を行わせる施設

- (1) 下馬伏住宅
- (2) 北岸和田住宅
- (3) 三ツ島住宅
- (4) 北島住宅

2 指定管理者となる団体

兵庫県西宮市六湛寺町9番16号

日本管財株式会社

代表取締役 福田 慎太郎

3 指定する期間

令和6年4月1日から令和8年3月31日まで

（主な質疑と答弁）

問	門真市営住宅指定管理者候補者の選定の経過は。
答	府からの第2次移管により6年4月1日より本市の施設となる下馬伏住宅、北岸和田住宅、三ツ島住宅、北島住宅の指定管理者の選定を行うに当たり、学識経験者、弁護士、公認会計士、本市職員で構成される選定委員会を設置した。 5年9月29日に第1回選定委員会を開催し、公募、非公募等の選定方法及び募集要項等に

ついて審議を行い決定した。次に、10月5日に第2回選定委員会を開催し、書類審査、プレゼンテーション審査を行い、日本管財株式会社を指定管理者候補者に選定した。

問 選定方法を非公募とした理由は。

答 現行の大阪府営住宅指定管理者及び門真市営住宅指定管理者が共に日本管財株式会社であることから、入居者の移管直後の混乱回避、今回の移管住宅と現市営住宅を一元管理することで、窓口の一本化によるサービスの均一化や、迅速な対応が図れることから住宅入居者のサービス向上につながるため、選定委員会の審議を経て非公募とした。

問 指定期間の考え方は。

答 現市営住宅の指定期間が7年度までであり、8年度からの指定管理者については第2次移管住宅と合わせて選定を行うため、指定期間は6年度から7年度までの2年間としている。

(討論) なし

(結果) 全員異議なく原案のとおり可決

### ○議案第81号 令和5年度門真市一般会計補正予算(第5号)中、所管事項

(議案の内容)

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億7895万3000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ743億9014万9000円とする。

また、繰越明許費及び債務負担行為の補正についても定める。

(主な質疑と答弁)

【歳入：株式会社エフエムもりぐち出資金清算収入 1899万2000円】

問 株式会社エフエムもりぐちが清算に至ったこれまでの経過は。

答 5年1月25日開催の株主総会において、同年3月31日付でFMハナコ放送終了が決定された。3月31日には臨時株主総会が開催され、会社解散に向けた清算人等の決定がなされ、清算手続を進めることとなった。その後、9月25日の臨時株主総会において、清算事務全部の終了をもって残余財産の分配額が決定された。

問 出資金清算収入の算定根拠は。

答 残余財産額9164万450円を株主の持ち株数に応じて分配が行われた。本市は、全株式数1930株のうち、400株を出資していたことから、1株当たりの分配額4万7482円に基づき1899万2800円が分配額となった。

【歳出：市営住宅維持管理事業 移転補償費 696万8000円】

問 門真住宅建て替えにより実施している千石西町南北線拡幅整備工事において、歩道拡幅工事による電柱移設に伴い、各通信会社への移転補償が必要とのことであるが、移転補償は本当に必要であるのか。

答 当該区域の電柱等は、道路占用ではなく、行政財産の目的外使用により設置されたものである。今回の電柱等の移設は無償で実施するよう関係機関と協議を重ねてきたが、道路工事に伴うものではなく、市営住宅の建て替えによるものと判断されたため、全額市が補償することとなった。

問 移転補償費の算定根拠は。

〔答〕 電柱移設に伴い支障となる通信線について、協議調整の上、移設範囲を確定し、機能回復が図られるよう補償する必要があること、また、ほかの業者では施工できないことから、各通信会社による基準に基づいて算出している。

〔問〕 移転補償費に補助金等の特定財源は該当しないのか。

〔答〕 都市構造再編集中支援事業費補助交付要綱に、電柱電線類の移設が対象事業となるとの記載がないため、対象外であると判断したものである。

〔問〕 特定財源に該当するかを事前に府へ確認しておくべきであったと考えるが、府の回答は。

〔答〕 支障移転の補償費は補助対象とすることが可能であるとの回答であった。

(討論) なし

(結果) 全員異議なく原案のとおり可決

---

### ○議案第83号 令和5年度門真市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)

(議案の内容)

債務負担行為の補正について定める。

(主な質疑と答弁)

【債務負担行為：保険料コンビニエンスストア収納代行事務委託(5) 439万5000円】

〔問〕 後期高齢者医療保険料のコンビニエンスストア収納委託料が1.5倍以上に増額しているが、他会計での同委託料増額との相違点は。

〔答〕 他会計と同様にコンビニ収納委託料を税抜き57円から77円に20円増額することに加え、今後、コンビニ収納件数の増加が見込まれることから、利用見込み件数を引き上げたことにより、他会計と比べて増額割合が高くなっている。

(討論) なし

(結果) 全員異議なく原案のとおり可決

---

このほか、議案第82号「令和5年度門真市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)」中、所管事項は、保険料コンビニエンスストア収納委託料が増額した経過等について、質疑、答弁があり、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した。

なお、議案第70号、第74号、第75号、第77号、第84号及び第88号中、所管事項は、いずれも理事者の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した。

令和5年12月13日

門真市議会議長

岡本 宗城 様

民生水道常任委員会

委員長 吉水 志晴

### 委員会審査報告書

本委員会に付託の下記諸議案については、審査の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決したので、門真市議会会議規則第110条の規定により報告します。

なお、審査の経過については、別紙付託議案審査概要記録のとおりです。

### 記

- 1 議案第72号 門真市保健福祉センター内障害者福祉センターの指定管理者の指定について
- 2 議案第76号 門真市立図書館の指定管理者の指定の一部変更について
- 3 議案第81号 令和5年度門真市一般会計補正予算（第5号）中、所管事項
- 4 議案第82号 令和5年度門真市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）中、所管事項
- 5 議案第85号 令和5年度門真市公共下水道事業会計補正予算（第1号）
- 6 議案第88号 令和5年度門真市一般会計補正予算（第6号）中、所管事項
- 7 議案第89号 令和5年度門真市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

審査日：令和5年12月4日（月）

○議案第72号 門真市保健福祉センター内障害者福祉センターの指定管理者の指定について

（議案の内容）

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設  
門真市保健福祉センター内障害者福祉センター
- 2 指定管理者となる団体  
守口市本町一丁目6番13号 守口駅前ビル  
株式会社オールケアライフ  
代表取締役 谷口 あずさ
- 3 指定する期間  
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

（主な質疑と答弁）

問	障害者福祉センターの指定管理者の指定期間を5年としている理由は。
答	門真市の公の施設に係る指定管理者制度導入及び運用に関する基本方針に基づき、公の施設としての性質を勘案し、安定したサービスが提供でき、独占的にならない期間であること、事業者が一定の設備投資等ができ、運営実績が残せる期間であることなどから、原則どおり5年とした。
問	指定管理者が行う業務の範囲等は。
答	障害者総合支援法に規定する生活介護等及び児童福祉法に規定する放課後等デイサービスに関する業務、ミーティングルームなどの貸出しに関する業務、施設の維持、管理、利用料の徴収に関する業務のほか、市長が必要と認める業務等である。
問	第2次審査のプレゼンテーション審査での委員からの質問内容は。
答	消防訓練、防災訓練、防犯訓練について、障がい者雇用の今後の取組について、障がい者の親が高齢化してくる中で、8050、9060問題等の課題が出てきたときの高齢者支援機関との連携についてなどの質問があった。
問	指定管理料を無料としている理由は。
答	指定管理者が行う業務の中の生活介護等及び放課後等デイサービスの利用料金を徴収できることから無料としている。

（討論） なし

（結果） 全員異議なく原案のとおり可決

○議案第76号 門真市立図書館の指定管理者の指定の一部変更について

（議案の内容）

令和2年12月17日門真市議会第4回定例会において議決のあった門真市立図書館の指定管理者の指定について、指定する期間「令和6年4月1日から令和7年3月31日まで」を「令和7年3月1日から令和8年2月28日まで」に改める。

(主な質疑と答弁)

**問** 市立図書館の指定管理者の指定期間を変更する理由は。

**答** 指定管理者募集時に仮称門真市生涯学習複合施設の開館を7年4月と想定し、その1年前から現在の図書館を管理運営することとしていたが、現在の同複合施設整備の進捗状況を踏まえ、開館時期を8年3月と見直したため、その1年前である「令和7年3月1日から令和8年2月28日まで」に変更するものである。

(討論) なし

(結果) 全員異議なく原案のとおり可決

○議案第81号 令和5年度門真市一般会計補正予算(第5号)中、所管事項

(議案の内容)

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億7895万3000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ743億9014万9000円とする。

また、繰越明許費及び債務負担行為の補正についても定める。

(主な質疑と答弁)

【歳出：障がい者等支援給付費(介護給付・訓練等給付) 2億6825万2000円  
障がい者自立支援給付審査支払等システム改修業務委託料 382万8000円】

**問** 障がい者等支援給付費の追加の要因は。

**答** 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から重度訪問介護や生活介護等のサービスについて、利用控えなどがあったが、感染症法上の位置づけが5類となったことに伴い、サービスの利用が増加したためと考えている。

**問** 障がい福祉サービス等報酬改定に伴うシステム改修費の追加要因である6年度からの報酬改定等の内容は。

**答** 現在、国の障害福祉サービス等報酬改定検討チームにて検討されているところである。  
主な論点は障がい者が希望する地域生活を実現する地域づくり、社会の変化等に伴う障がい児・者のニーズへのきめ細かな対応、持続可能で質の高い障がい福祉サービスなどの実現のための報酬等の見直しとなっており、具体のサービス報酬単価等は、6年2月に改定案が取りまとめられ、3月に関係告示の改正、通知等が発出される予定である。

【繰越明許費：クリーンセンター施設棟運転維持管理事業 23億1375万4000円】

**問** ごみ焼却施設等基幹的設備改良工事の工事請負費の繰越明許費を追加計上した理由は。

**答** コロナ禍で停滞していた設備投資の需要の増加を背景として、半導体の供給不足により、電子部品や電用品等の需給逼迫が生じており、電子部品等を要するごみクレーンや燃焼設備及び受配電設備等の納期の長期化が判明した。

このため、契約工期である5年度末の完成を目指して、工程計画の見直しを行ったものの、設備等の納期に期間を要することから、工期までの完了が困難となったものである。

【歳出：旅券発給事務 720万6000円】

**問** 市窓口でのパスポート交付件数の推移は。

【答】 新型コロナウイルス感染症の流行前は、例年年間2700件程度であったが、同感染症の流行後は、2年度が387件、3年度が267件と約10分の1程度まで減少した。4年度の交付実績は840件と徐々に回復傾向となり、5類移行した5年度は約2300件を見込んでいる。

【問】 パスポートの交付は、申請方法や種別の違いにより必要書類等も異なるため、市民からの問合せについても正確に対応する必要があると考えるが、市の対策は。

【答】 必要書類等については、市ホームページなどに掲載し、事前の電話での問合せにて、できる限り漏れがないよう案内に努めているが、追加資料や別途手続が必要となる場合もあり、本人の問合せ内容や状況によっては、行き違いや説明漏れが生じる可能性も考えられる。  
今後も、市ホームページに詳細な内容を掲載すること、必要書類の案内チェックリストを作成することなど、引き続き、申請者の状況に合わせた説明や対応ができるよう努めていく。

【歳出：住民基本台帳事務 1086万8000円】

【問】 マイナンバーカードに氏名等の振り仮名及びローマ字表記を記載するに至った背景は。

【答】 3年5月成立のデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の附則において、行政手続等において氏名の平仮名や片仮名を利用して当該個人を識別できるようにするため、戸籍への振り仮名記載を含めた検討を行うことが規定された。

また、4年6月閣議決定のデジタル社会の実現に向けた重点計画では、マイナンバーカードへの氏名のローマ字表記に向けた作業を進めることとされた。

その後、5年6月に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が成立し、国民の利便性の向上及び行政運営の効率化を図るため、戸籍や住民票等並びにマイナンバーカードの記載事項として氏名の振り仮名を追加する改正がなされたものである。

【問】 氏名の振り仮名等を記載する目的は。

【答】 行政のデジタル化の推進に当たって、氏名の振り仮名を特定し、これを登録、公証することにより、様々な情報システムにおける検索及び管理の能率を向上させ、また、氏名の振り仮名を本人確認に用いることにより、各種手続におけるなりすまし防止にもつながることを目的とする。

【問】 振り仮名及びローマ字表記の記載のスケジュールは。

【答】 7年6月までに戸籍記載者からの氏名の振り仮名の届出の手続を開始し、順次、戸籍、住民票及び戸籍の附票に振り仮名を記載し、その記載を基に、8年6月までにマイナンバーカードへの記載を開始する。

(その他の質疑項目)・住民基本台帳の適用対象となる外国人住民について

(討論) なし

(結果) 全員異議なく原案のとおり可決

○議案第82号 令和5年度門真市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)中、所管事項  
(議案の内容)

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ611万6000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ153億154万1000円とする。

また、債務負担行為の補正についても定める。

(主な質疑と答弁)

【歳出：健康保険賦課事業 611万6000円】

問 産前産後期間の国民健康保険料の軽減措置について、制度の概要は。

答 全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律による国民健康保険法の一部改正に伴い、出産する被保険者に係る産前産後期間における所得割額及び均等割額を減額するもので、6年1月1日から施行されるものである。

なお、産前産後期間については、国民健康保険法施行令において、出産予定日の属する月の前月から予定月の翌々月までの期間、また、多胎妊娠の場合には、出産予定日の属する月の3か月前から予定月の翌々月までの期間と規定されている。

(その他の質疑項目)・財源構成の変更における歳入額の概要等について

・府内統一保険料後の軽減に関する取扱いなどについて

(討論) なし

(結果) 全員異議なく原案のとおり可決

#### ○議案第88号 令和5年度門真市一般会計補正予算(第6号)中、所管事項

(議案の内容)

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ17億6613万7000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ761億5628万6000円とする。

(主な質疑と答弁)

【歳出：物価高騰に伴う低所得世帯追加支援給付金給付事業 16億6613万7000円】

問 1世帯当たり7万円の給付金支給を予定する物価高騰に伴う低所得世帯追加支援給付金の支給要件は。

答 基準日である5年12月1日時点で本市の住民基本台帳に登録があり、世帯員全員が5年度の住民税均等割が非課税である世帯のうち、住民税均等割課税者から扶養されている者のみの世帯等の除外要件に当てはまらない世帯に対し給付するものである。

問 支給方法は。

答 5年7月より実施した住民税非課税世帯等支援給付金を本市で受給しており、世帯主等に変更がない世帯については支給通知を送付し、指定の振込口座へ給付を行う予定である。

また、前回の給付金から世帯構成に変更のあった世帯や転入等にて課税状況が確認できない世帯については、課税状況等の照会等により、対象世帯であることを確認した上で確認書を送付し、指定の口座へ振り込む予定である。

問 前回の給付金で対象となっていた家計急変世帯が今回は対象外となっている理由は。

答 国より示された経済対策において、非課税世帯への給付と合わせて所得税・個人住民税の定額減税、また両者のはざま層への丁寧な支援についても別途検討されていることから、現時点では、家計急変世帯への本給付金の支給は予定していない。

問 支給時期は。

答 1月下旬から順次支給できるよう調整を進めており、できる限り速やかに支給できるよう努めていく。

【歳出：介護保険サービス実施事業 9735万3000円】

問 介護保険サービス実施事業に係る歳出予算の追加の内容は。

答 高齢者人口や介護保険サービス利用者が増加したことに加えて、くすのき広域連合が所有する介護保険システムからのデータ追加抽出作業に要する費用等が新たに発生したことにより、広域連合における事業費の不足が見込まれるため、本市の負担金の歳出予算を追加するものである。

(討論) なし

(結果) 全員異議なく原案のとおり可決

---

このほか、議案第85号「令和5年度門真市公共下水道事業会計補正予算(第1号)」は、雨水処理負担金の概要などについて、質疑、答弁があり、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した。

なお、議案第89号は、理事者の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した。

令和5年12月13日

門真市議会議長

岡本 宗城 様

文教こども常任委員会

委員長 池田美佐子

### 委員会審査報告書

本委員会に付託の下記諸議案については、審査の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決したので、門真市議会会議規則第110条の規定により報告します。

なお、審査の経過については、別紙付託議案審査概要記録のとおりです。

### 記

- 1 議案第78号 門真市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 2 議案第79号 門真市教育センター条例の一部改正について
- 3 議案第80号 門真市立幼稚園条例及び門真市立幼保連携型認定こども園条例の一部改正について
- 4 議案第81号 令和5年度門真市一般会計補正予算（第5号）中、所管事項

審査日：令和5年12月5日（火）

○議案第79号 門真市教育センター条例の一部改正について

（議案の内容）

門真市教育センターを移転することに伴い、同センターの位置表示を変更するとともに、研修室及び会議室を廃止する。

（主な質疑と答弁）

問	教育センター移転の概要は。
答	市立図書館の移転に伴い、設置場所を現在の市民プラザから門真中町ビルに変更するとともに、移転先では会議室等貸出し可能な施設を保有しないことから施設貸出しを廃止するものである。
問	移転時期は。
答	別途、教育委員会規則で定めるものとしている。
問	移転により、適応指導教室教育支援ルームかがやきへの影響が考えられるが、今後の運営について、市の考えは。
答	子どもたちの教育環境が大きく変化しないように配慮し、引き続き市民プラザ内で、事業内容についても現在と同様の形で継続することとしており、今後も立地面や教育環境面に配慮しつつ運営していく。

（討論） なし

（結果） 全員異議なく原案のとおり可決

○議案第81号 令和5年度門真市一般会計補正予算（第5号）中、所管事項

（議案の内容）

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億7895万3000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ743億9014万9000円とする。

また、繰越明許費及び債務負担行為の補正についても定める。

（主な質疑と答弁）

【歳出：小学校費 施設等修繕料 407万6000円  
中学校費 施設等修繕料 541万円】

問	小・中学校の天井裏のアスベストを含む瓦礫の除去に係る調査の状況は。
答	9月中旬より調査を開始し、現在全ての施設において調査を終えている。
問	調査結果と除去の状況は。
答	第三中学校を含め6施設において瓦礫が見つかったため、順次、除去の作業を進めている。
問	今後の対応は。
答	現在、6施設中4施設において除去作業が終了し、残りの2施設についても順次手続を進めている。当該教室については現在使用を制限しており、少しでも早く制限を解除できるよ

う、早急な改善に努めていく。

(討論) なし

(結果) 全員異議なく原案のとおり可決

---

このほか、議案第78号及び第80号は、いずれも理事者の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した。